

平成 1 9 年度

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく
健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査意見書

平成 2 0 年 9 月

兵 庫 県 監 査 委 員

兵監委報第15号
平成20年9月11日

兵庫県知事 井戸敏三様

兵庫県監査委員

印

北林泰 (印)

矢尾田勝 (印)

杉尾良文 (印)

天宅陸行 (印)

平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率に係る審査について

平成20年8月5日付け財第1262号で審査依頼がありました平成19年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について別添のとおり意見を提出します。

1 審査の対象

審査は、平成19年度決算に基づき知事から提出された健全化判断比率（実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率）及び資金不足比率（以下「健全化判断比率等」という。）並びにその算定の基礎となる事項を記載した書類を対象とした。

2 審査の手続

審査に当たっては、知事から提出された健全化判断比率等が法令等に照らし算出過程に誤りはないか、その算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているか等を主眼に、関係諸帳簿の抽出照査、関係当局からの説明の聴取など必要と認める審査手続を実施し慎重に審査した。

3 審査の結果及び意見

審査に付された健全化判断比率等は正確で、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、適正に作成されているものと認められた。

なお、健全化判断比率等は、次のとおりである。

（健全化判断比率等）

区 分	平成19年度	（参 考）	
		早期健全化基準	財政再生基準
健全化判断比率	実質赤字比率	%	%
	連結実質赤字比率	3.75	5
	実質公債費比率	20.2	(24年度～) 15 (注)
	将来負担比率	361.7	25
		400	35

(注) 連結実質赤字比率の財政再生基準については、3年間の経過措置があり、平成21年度及び22年度は25%、23年度は20%となっている。

区 分	平成19年度	（参 考）	
		経営健全化基準	
資 金 不 足 比 率	兵庫県病院事業会計	%	%
	兵庫県水道用水供給事業会計		
	兵庫県工業用水道事業会計		
	兵庫県電気事業会計		20
	兵庫県水源開発事業会計		
	兵庫県地域整備事業会計		
	兵庫県企業資産運用事業会計		
	兵庫県港湾整備事業特別会計		
兵庫県流域下水道事業特別会計			

- (1) 実質赤字比率については、実質赤字額はなく、算定されない。
- (2) 連結実質赤字比率については、連結実質赤字額はなく、算定されない。
- (3) 実質公債費比率は20.2%で、早期健全化基準の25%を下回っている。
- (4) 将来負担比率は361.7%で、早期健全化基準の400%を下回っている。
- (5) 資金不足比率については、兵庫県病院事業会計ほか8会計において資金の不足額はなく、算定されない。